



発行 新潟県

第 50 号

令和3年6月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 816 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
- 817 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 818 新潟県資源管理方針の一部を改正する告示（水産課）
- 819 漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針の一部を改正する告示（水産課）
- 820 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する知事管理漁獲可能量（水産課）
- 821 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 822 公共測量の実施通知（監理課）
- 823 公共測量の実施通知（監理課）
- 824 道路の区域変更（道路管理課）
- 825 道路の供用開始（道路管理課）
- 826 道路の区域変更（道路管理課）
- 827 道路の供用開始（道路管理課）
- 828 道路の区域変更（道路管理課）
- 829 道路の供用開始（道路管理課）
- 830 道路の区域変更（道路管理課）
- 831 道路の供用開始（道路管理課）
- 832 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 833 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 834 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 835 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 836 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 837 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 838 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 839 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 840 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 841 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 842 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 843 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 844 港湾施設の廃止（港湾整備課）

人事委員会公告

令和3年度新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

令和3年度就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

令和3年度新潟県警察官A（大学卒業者）、B（大学卒業者以外）及び武道採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

雑 報

一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

令和2年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨(市町村課)

告 示

◎新潟県告示第816号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-〔1-〔2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル〕ピペリジン-4-イル〕-N-フェニルプロパンアミド(通称名:β-Hydroxythiofentanyl)及びその塩類
- (2) メチル=2-〔1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド〕-3,3-ジメチルプタノアート(通称名:4F-MDMB-BICA, 4F-MDMB-BUTICA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年6月27日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第817号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	23者	坪根札ノ木907番ほか872筆 97.0ha
関川村	2者	山本1644番2ほか8筆 1.2ha
新発田市	75者	中田町1丁目1101番1ほか1133筆 149.6ha
阿賀野市	51者	保田義京免1170番ほか487筆 46.5ha
胎内市	22者	城塚船戸川崎614番ほか210筆 19.5ha
聖籠町	6者	道賀新田川形1856番ほか390筆 46.0ha
新潟市	87者	北区長戸呂縄内1857番ほか887筆 92.4ha
三条市	4者	井栗折戸甲281番ほか17筆 1.4ha
燕市	46者	燕割前744番ほか473筆 54.7ha
弥彦村	1者	麓仲田4670番ほか6筆 1.4ha
長岡市	10者	東片貝町宮ノ前434番1ほか61筆 8.3ha
見附市	2者	庄川平町15番ほか1筆 1.2ha
小千谷市	2者	山谷中権田3419番1ほか44筆 7.6ha
魚沼市	3者	並柳1376番1ほか19筆 1.1ha
南魚沼市	40者	山谷原沖783番ほか353筆 40.6ha
十日町市	5者	伊達甲3422番ほか349筆 53.9ha
柏崎市	6者	中田井向2956番1ほか131筆 11.6ha
刈羽村	18者	大塚向田2326番1ほか150筆 25.2ha
上越市	43者	上島下ノ建304番ほか524筆 68.3ha

糸魚川市	2者	滝川原道端988番ほか15筆 1.1ha
佐渡市	29者	立野家ノ前468番2ほか242筆 34.2ha
合計	477者	6,393筆 762.8ha

2 認可年月日
令和3年6月29日

◎新潟県告示第818号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針(令和2年新潟県告示第1244号)を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐる(小型魚)」から「<u>別紙1-8 ずわいがに日本海系群B海域</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主たる漁業種類</td> <td>免許数</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td><u>27</u></td> </tr> </table> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主たる漁業種類</td> <td>免許数又は許可数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主たる漁業種類	免許数	定置漁業	<u>27</u>	主たる漁業種類	免許数又は許可数			<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐる(小型魚)」から「<u>別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主たる漁業種類</td> <td>免許数</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td><u>10</u></td> </tr> </table> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主たる漁業種類</td> <td>免許数又は許可数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主たる漁業種類	免許数	定置漁業	<u>10</u>	主たる漁業種類	免許数又は許可数		
主たる漁業種類	免許数																
定置漁業	<u>27</u>																
主たる漁業種類	免許数又は許可数																
主たる漁業種類	免許数																
定置漁業	<u>10</u>																
主たる漁業種類	免許数又は許可数																

定置漁業	<u>27</u>
流し網漁業（調整規則第4条第4号における漁業をいう。）	<u>102</u>

第5 (略)

(別紙1-5)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	<u>27</u>
小型機船底びき網漁業（許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>196</u>
刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>425</u>
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	<u>263</u>

第5 (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	<u>196</u>
刺し網漁業	<u>425</u>
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	<u>18</u>

第5 (略)

定置漁業	<u>10</u>
流し網漁業（調整規則第4条第4号における漁業をいう。）	<u>103</u>

第5 (略)

(別紙1-5)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	<u>10</u>
小型機船底びき網漁業（許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>138</u>
刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	<u>406</u>
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	<u>247</u>

第5 (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	<u>138</u>
刺し網漁業	<u>406</u>
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	<u>21</u>

第5 (略)

「別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群」の次に、「別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「別紙1-8 ずわいがに日本海系群B海域」までを加える。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県まさば・ごまさば漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まさば・ごまさばをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば・ごまさばをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	27

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中 ((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

◎新潟県告示第819号

漁業法(昭和24年法律第267号)第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を次のように改正したので、行政手続法(平成5年法律第88号)第36条の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針の一部を改正する告示

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針の一部を次のように改正する。

「第2 くるまぐろ(大型魚)」の次に、「第3 ずわいがに日本海系群B海域」を加える。

第3 ずわいがに日本海系群B海域

ずわいがに日本海系群B海域(第3において単に「ずわいがに」という。)に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

ずわいがにに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてずわいがにの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
8割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置(操業回数維持又は縮減)の実施の助言
9割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置(ずわいがにの採捕を目的とした操業の停止等)の実施の勧告

2 1の規定にかかわらず、ずわいがにの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するずわいがにの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

◎新潟県告示第820号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	355トン

◎新潟県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年6月29日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

監事 新潟市秋葉区水田408番地 木村 仙一

退任年月日 令和3年6月11日

◎新潟県告示第822号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 岡野町地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年6月25日から令和4年1月17日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市清里区岡野町ほか 地内

◎新潟県告示第823号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和3年6月14日から令和3年12月15日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自）新潟県新潟市秋葉区中新田
至）新潟県新潟市江南区太右エ門新田

◎新潟県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成10245番1から	新	13.8～68.6メートル	236.6メートル
同郡同町大字秋成10228番2まで	旧	13.8～67.2メートル	238.2メートル

◎新潟県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字秋成10245番1から同郡同町大字秋成10228番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月29日

◎新潟県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市岩谷口501番1から 同市真更川字大平534番3まで	新	5.4～27.5メートル	250.4メートル
	旧	5.4～24.8メートル	250.4メートル

◎新潟県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市岩谷口501番1から同市真更川字大平534番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月29日

◎新潟県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市真更川字砂畑18番1から 同市真更川字砂畑24番1まで	新	5.8～11.6メートル	91.6メートル
	旧	5.8～7.6メートル	91.6メートル

◎新潟県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真更川字砂畑18番1から同市真更川字砂畑24番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月29日

◎新潟県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市真更川字大ヒラ535番8から	新	7.8～11.4メートル	61.9メートル
同市真更川字京ヶ崎62番4まで			
	旧	7.8～9.9メートル	61.9メートル

◎新潟県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真更川字大ヒラ535番8から同市真更川字京ヶ崎62番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月29日

◎新潟県告示第832号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年2月3日新潟県告示第105号）を次のとおり解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角英世

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄平川	上越市名立区名立小泊	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1161号）を次のとおり解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
薬師川	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年1月24日新潟県告示第73号）を次のとおり解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢	妙高市大字除戸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第835号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年4月26日新潟県告示第583号）を次のとおり解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の沢川	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年6月1日新潟県告示第760号）を次のとおり解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東菅沼川	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第837号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年2月3日新潟県告示第106号）の指定を解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄平川	上越市名立区名立小泊	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第838号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1162号）の指定を解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
薬師川	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第839号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年1月24日新潟県告示第74号）の指定を解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢	妙高市大字除戸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第840号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年4月26日新潟県告示第584号）の指定を解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の沢川	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第841号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年6月1日新潟県告示第761号）の指定を解除する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東菅沼川	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第842号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄平川	上越市名立区名立小泊	次の図のとおり	土石流
薬師川	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
大沢	妙高市大字除戸	次の図のとおり	土石流
一の沢川	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
東菅沼川	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第843号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
薬師川	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第844号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、新潟港の次の港湾施設を廃止する。

令和3年6月29日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
臨港交通施設	臨港道路開発1号	新潟市北区 太郎代地内	延長 456.2m 敷地幅員 16.0~27.0m 車道幅員 11.0m 構造 アスファルト舗装

人事委員会公告

令和3年度新潟県職員採用試験(高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験を行う。

令和3年6月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	5人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若しくは地域機関又は県立学校等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	1人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
	電気	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事する。

市町村立義務教育諸学校事務職員	学校事務職員	15人程度	新潟市以外の県内の市町村立義務教育諸学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。
-----------------	--------	-------	---

2 受験資格

- (1) 県職員採用試験（高校卒業程度）及び市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験
平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 県職員採用試験（高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - カ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

- (1) 方法
 - ア 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気以外）・市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験
教養試験を高等学校卒業程度で行う。
作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。
 - イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気）
教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。
◎教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所 所在地
令和3年9月26日（日）	午前9時から 午前9時45分まで	新潟市	新潟市内
		長岡市	県立長岡大手高等学校
			長岡市沖田2丁目357番地
		上越市	県立上越テクノスクール
上越市大字藤野新田333番2			

(3) 合格発表

令和3年10月7日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲示する。
併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

- (1) 方法
第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。
- (2) 試験日及び試験場
令和3年10月18日（月）から11月3日（水）まで（予定）のうち、第1次試験合格通知で指定する日に新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）（予定）において行う。
- (3) 最終合格者の発表
令和3年11月11日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験合格者に結果を通知する。
- (4) その他
受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
高校卒業程度 市町村立義務教育諸学校 事務職員	第1次試験	教養試験（全職種共通）	100点	それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を 引き下げることがある。）
		専門試験（総合土木・電気）	100点	
	第2次試験	作文試験（総合土木・電気以外）	20点	11点以上
		面接試験（全職種共通）	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

なお、市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の県内市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

(2) 採用は原則として令和4年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和3年度新規学校卒業者の初任給（地域手当を含む。）は、一般事務、警察事務、総合土木及び電気（高校卒業程度）並びに義務教育諸学校事務職員で154,900円であった。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大・高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、8月17日（火）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和3年7月1日（木）から8月27日（金）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月27日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和3年度就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施について（公告）

次のとおり就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸

学校事務職員採用試験を行う。

令和3年6月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	5人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若しくは地域機関又は県立学校等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	1人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
市町村立義務教育諸学校事務職員	学校事務職員	5人程度	新潟市以外の県内の市町村立義務教育諸学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。

2 受験資格

(1) 年齢等（次の全てに該当する人）

ア 昭和45年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

イ 受験申込日に正規雇用労働者として雇用されていない人（※）

※正規雇用労働者とは、次の全てに該当する労働者をいう

- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
- ・派遣労働者として雇用されている者でないこと
- ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

ただし、受験資格に関する内容に虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがある。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 県職員採用試験（高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

カ 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（高校卒業程度。一般事務及び警察事務）・市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験 教養試験を高等学校卒業程度で行う。

イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

◎教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
令和3年9月26日(日)	午前9時から 午前9時45分まで	新潟市	新潟市内
		長岡市	県立長岡大手高等学校
			長岡市沖田2丁目357番地

(3) 合格発表

令和3年10月7日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和3年10月21日(木)から10月27日(水)まで(予定)のうち、第1次試験合格者発表時に指定する日にWeb面接又は新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)(予定)において行う。

(3) 合格発表

令和3年11月11日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

第2次試験合格者に対し、面接試験及び適性検査を行う。

ただし、受験者が少ない場合は、第3次試験を行わない場合がある。

その場合、適性検査は第2次試験で実施する。

(2) 試験日及び試験場

令和3年11月20日(土)から11月21日(日)まで(予定)のうち、第2次試験合格者発表時に指定する日に新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)(予定)において行う。

(3) 最終合格者の発表

令和3年12月9日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点及び合格者の決定

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
高校卒業程度 市町村立義務教育諸学校 事務職員	第1次試験	教養試験(全職種共通)	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
		専門試験(総合土木)	100点	
	第2次試験	面接試験(全職種共通)	130点	50点以上
	第3次試験	面接試験(全職種共通)	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

なお、市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の県内市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

- (2) 採用は原則として令和4年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

8 給与

令和3年度新規学校卒業者の初任給（地域手当を含む。）は、高校卒の31歳（卒業後職歴のない人）で174,400円、大学卒の31歳（卒業後職歴のない人）で196,900円であった。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

9 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「就職氷河期世代を対象とした試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、8月10日（火）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和3年7月1日（木）から8月20日（金）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月20日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和3年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験、警察官B（大学卒業者以外）採用試験及び警察官（武道）採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

令和3年6月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
男性警察官A	7人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人（以下に掲げる内容に該当する人又は令和4年3月31日までに該当する見込みの人） ・外国において、学校教育における16年の課程を修了した人 ・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された人
女性警察官A	2人程度	・専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人 ・防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校大学部を卒業した人

			・職業能力開発総合大学校総合課程（長期課程）を修了した人
男性警察官B	23人程度		昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。
女性警察官B	7人程度		ただし、警察官Aの受験資格に該当する人を除く。
男性警察官 (武道)	柔道	2人程度	昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 柔道 ① 大学卒業者は、柔道の段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人 ② 大学卒業以外の人は、柔道の段位が初段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれらに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人 イ 剣道 ① 大学卒業者は、剣道の段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人 ② 大学卒業以外の人は、剣道の段位が2段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道		
女性警察官 (武道)	柔道	2人程度	
	剣道		

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験会場
第1次試験	令和3年9月19日(日) 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	警察官A	新潟市内 試験会場は受験票に記載し通知する。
		警察官B	新潟市内 試験会場は受験票に記載し通知する。 新潟県立長岡農業高等学校 (長岡市曲新町3丁目13番1号) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田333番2)
		警察官 (武道)	新潟市内 試験会場は受験票に記載し通知する。
第2次試験	令和3年10月9日(土) (予定)及び11月5日 (金)から11月24日 (水)(予定)までのうち 指定する日時	警察官A	新潟市内 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。
		警察官B	
		警察官 (武道)	

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官B及び警察官(武道)については高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I(武道を除く。)	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。
実技試験(武道のみ。)	武道(柔道又は剣道)の技術及び技能について、実技試験を行う。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B及び警察官(武道)受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務遂行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務遂行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準(男女共通)
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
聴力	職務遂行上支障がないこと。
関節等	職務遂行上支障がないこと。

(3) その他

受験資格の有無、受験申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	警察官A	50点	
		警察官B 警察官(武道)	45点	
	体力検査I (武道を除く。)	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
立ち幅跳び		10点		
実技試験(武道のみ。)	50点	30点以上		
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上
	身体検査	基準内	身体基準のとおり	

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準につ

いては男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰ(武道を除く。)・体力検査Ⅱ・実技試験(武道のみ。)の記録は、第2次試験における面接試験の参考としても利用する。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	令和3年9月30日(木)午後1時(予定)	新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	令和3年12月9日(木)午後1時(予定)	新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に郵送で通知する。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 令和4年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として令和4年4月1日である。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、警察学校へ初任科生として入校し、警察官Aは6か月間、警察官B及び警察官(武道)は10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与・待遇等

- (1) 採用後の給料は、令和3年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で222,900円、警察官(武道・大学卒業)で215,800円、警察官B及び警察官(武道・大学卒業以外)採用者で183,700円(地域手当を含む)である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

原則として、新潟県警察ホームページから電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、警察官採用案内ページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei-saiyo/>)に掲載されている「電子申請入力例」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、県警本部採用係(025-280-0334)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和3年7月1日(木)から8月16日(月)午後5時15分まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月16日(月)午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施(試験問題の作成・決定及び管理を除く。)
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 実技試験の実施

(9) 身体検査の実施

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学1号館A棟・2号館トイレ改修工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年6月29日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県立大学1号館A棟・2号館トイレ改修工事

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 工事期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）内の15日間

(4) 業務実施場所

新潟県立大学1号館A棟・2号館

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和3年6月29日（火）から令和3年7月12日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部総務課

電話番号025-270-1300 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月21日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 令和3年6月29日（火）から令和3年7月14日（水）まで（職員の勤務時間等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 総務財務部財務課

ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数

別添の「競争入札参加資格確認申請書」及び次に掲げる添付書類各1部

ア) 納入実績一覧表

イ) 入札に参加を希望する者の概要

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和3年7月16日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

13 契約書及び契約条項

別添「建設工事請負契約書(案)」のとおりとする。

14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

令和2年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年6月29日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 小林 則 幸

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
収入	負担金	7,550,423	20,331,487	1,060,094	141,213	0	0	280,282	349,043	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	7,656,080	12,919,652	1,060,082	0	0	0	0	342,849	0	0	0	0
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	179,489	106,946	0	0	0
	利息及び配当金	255	0	0	0	5,258	20,575	115	2,189	5	276,629	1	1
	その他の収入	1,108,538	0	0	0	0	0	102,789	2,579	1,948	11,750	31,825	329
	他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	52,135	24,000	31,000	0	0	0
	前年度繰越支払準備金	1,013,435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	17,328,731	33,251,139	2,120,176	141,213	5,258	20,575	435,321	900,149	139,899	288,379	31,826	330
支出	給付	6,577,627	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役員員給与	0	0	0	0	0	0	205,401	42,842	56,364	8,472	10,736	0
	旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	27,303	6,502	1,150	923	866	0
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	1,713	2,590	0	0	0
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	25,298	19,499	0	0	0
	委託費	0	0	0	0	0	0	4,253	10,739	87	841	32	0
	支払利息	0	0	0	0	5,258	20,575	0	0	0	157,302	5,258	329
	連合会払込金	187,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	419	0
	前期高齢者納付金	3,155,921	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	3,166,696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病床転換支援金	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付抛出金	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負担金払込金	0	20,331,487	1,060,094	141,213	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料払込金	0	12,919,652	1,060,082	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入	52,135	0	0	0	0	0	0	55,000	0	0	0	0	
その他の支出	2,370,425	0	0	0	0	0	220,192	713,485	82,122	2,721	3,024	0	
次年度繰越支払準備金	958,616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	16,468,751	33,251,139	2,120,176	141,213	5,258	20,575	457,149	855,579	161,812	170,259	20,335	329	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	859,980	0	0	0	0	0	△ 21,828	44,570	△ 21,913	118,120	11,491	1	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	6,816,393	1,985,100	133,147	939	53,415	579,347	581,509	3,543,536	260,420	469,054	36,025	793
	固定資産	0	0	0	0	414,000	6,608,322	17,914	1,343,322	343,830	34,788,510	2,381,247	52,365
資産合計		6,816,393	1,985,100	133,147	939	467,415	7,187,669	599,423	4,886,858	604,250	35,257,564	2,417,272	53,158
負債	流動負債	100,170	1,985,100	133,147	939	0	0	4,318	66,592	15,500	32,852,781	226	0
	固定負債	958,616	0	0	0	467,415	7,187,669	201,085	80,655	33,347	10,584	440,600	52,365
	負債合計	1,058,786	1,985,100	133,147	939	467,415	7,187,669	205,403	147,247	48,847	32,863,365	440,826	52,365
純資産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	602,815	1,109,080	0	0	0
	積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	5,757,607	0	0	0	0	0	394,020	4,136,796	△ 553,677	2,394,199	1,976,446	793
純資産合計		5,757,607	0	0	0	0	0	394,020	4,739,611	555,403	2,394,199	1,976,446	793
負債・純資産合計		6,816,393	1,985,100	133,147	939	467,415	7,187,669	599,423	4,886,858	604,250	35,257,564	2,417,272	53,158

